平成２７年度土佐清水市外国人観光客受入環境整備促進事業費補助金交付要綱
〔地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）分〕

（趣旨・目的）

第１条 市は、国の地域住民生活等緊急支援交付金を活用し、外国人観光客の受入環境の充実による一層の誘客促進を図るため、観光事業者等が行う観光施設等における受入環境の整備に要する経費について、予算の範囲内において、当該観光事業者等に対し、土佐清水市外国人観光客受入環境整備促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、土佐清水市補助金交付規則（平成 22 年 3 月 30 日規則第 11 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象事業者）

第２条 補助金の交付の対象は、観光事業者、観光関係団体、宿泊事業者及びこれらに類する組織団体、事業者とする。

（補助事業、補助対象経費及び補助金の額）

第３条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

（申請書等）

第４条 規則第３条第１項の申請書は、第１号様式によるものとする。

２ 規則第３条第２項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

（１）事業計画書

（２）収支予算書

（３）その他市長が必要と認める書類

（交付決定通知）

第５条　市長は、前条の規定による交付申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（第２号様式）により通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第６条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第５条の規定により付された条件となるものとする。

（１）補助事業の内容又は経費の配分について変更（補助事業の趣旨を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）を加える場合において、事業変更承認申請書（第３号様式）を市長に提出してその承認を受けること。

（２）補助事業を中止し、又は廃止する場合において、事業中止（廃止）承認申請書（第４号様式）を市長に提出してその承認を受けること。

（３）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合において、速やかにその旨を市長に報告してその指示を受けること。

（４）補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを補助金の交付に係る年度の翌年度の４月１日から５

年間保管しておくこと。
（５）法令、規則及びこの要綱の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令等に基づく市長の命令を遵守すること。
（申請の取下げの期日）
第７条 規則第７条第１項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の決定の通知を受けた日から起算して１０日を経過した日とする。
（補助金の交付方法）
第８条 補助金は、補助事業の完了後交付する。ただし、市長が、必要があると認めるときは、概算払により交付することができる。
（補助金の請求）
第９条 補助金の請求は、規則第１２条の補助金額の確定後、速やかに請求書（第８号様式）を市長に提出して行うものとする。ただし、概算払いによる場合は第５条の補助金の交付の決定後とし、概算払請求書（第６号様式）を市長に提出するものとする。
（実績報告）
第１０条 規則第１１条の規定による報告は、補助事業の完了の日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日）から起算して３０日を経過した日又は補助金の交付に係る年度の翌年度の４月１０日のいずれか早い期日までに実績報告書（第５号様式）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。
（１）事業実績書
（２）収支決算書
（３）その他知事が必要と認める書類
（補助金の確定）
第１１条　市長は、第１０条第１項の規定による報告を受けた場合は、必要な検査を行い、当該報告にかかる補助事業の成果が補助金の交付決定の内容（第６条の規定による承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知（第７号様式）するものとする。
（遂行状況の報告等）
第１２条 市長は、必要があると認めるときは、補助対象事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。
（委任）
第１３条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。
附　則
１　この要綱は、平成２７年６月１５日から施行する。
２　この要綱は、平成２８年５月３１日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第６条、第１２条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。